

民生文教常任委員会

1 開 議 令和6年12月10日（火） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第73号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定について

日程第 4 議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定について

日程第 5 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚正義	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	齋藤藤男	出席
	前田則隆	出席
	北原裕子	出席
	津守那音	出席
	中川雅之	出席

当局	市民生活部長	佐藤美奈子	出席
	教育部長	君島敬	出席
	国保年金課長	中木太	出席
	教育総務課長	羽石剛	出席
	生涯学習課長	岡一弘	出席
	スポーツ振興課長	大島実	出席

事務局	土屋大貴	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、市民生活部長、教育部長、保育課長、国保年金課長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長であります。

◎議案第73号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第73号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これにつきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 市民生活部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

本日は、議案第73号の条例改正1件になります。議会本会議におきまして議案上程の際に概略を説明させていただいておりますが、改めまして国保年金課長の中木よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 議案第73号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

タブレット24ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。国民健康保険税の課税限度額につきましては、地方税法施行令に規定する額と同額とすることとされておりますことから、引上げを行うものでございます。

タブレット戻りまして、22ページを御覧ください。改正の内容であります。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。第2条で定める課税額のうち、第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に改めます。

23ページに行きまして、第20条で定める国民健康保険税の減額のうち、第1項中、後期高齢者支援金等課税額の軽減後の課税限度額を22万円から24万円に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行し、第2項では経過措置を設けます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回この限度額の引上げということで、以前の後期高齢者の支援金の引上げという形だと、前回令和5年に20万円から22万円に上がっているのです。議会でもそういう形だったのですが、1年でまた今回22万円から24万円という形なのですが、これは県がある程度ここを担当してという形なのですけれども、ほかの全国のそういう部分においてもやっぱり同じように上がっているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） お答えいたします。

国民健康保険制度は、先ほどお話しさせていただいたかと思うのですが、平成30年度から都道府県の運営のほうに移行しておりまして、この課税限度額については、地方税法施行令に規定している課税限度額を採用するということで、国のほうの税制改正で示された額につきまして、その額にしていくという作業になります。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうすると、栃木県だけではなく、全国同じように一律に、前回令和5年のときも同じような形で上がって、また今回も上がってという形で、全国一律でという形で考えてよろしいですか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） ご質問のとおりでございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第73号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第2、議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明させていただきましたが、本日は生涯学習課長が詳細な改正に関する説明を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私、生涯学習課長の岡のほうで説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

指定管理者が行う業務の範囲については、地方自治法第244条の2第4項の規定により、条例でこれを定めるものとされていますが、現在本市図書館の設置及び管理に関する条例第15条の規定においては、教育委員会が別に定めると規定されています。このため、これを訂正し、またあわせて文言等の修正も行い、整合性や統一性を保つため、大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について付議するものであります。

それでは、改正の説明に入りますので、37ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条、名称及び位置及び第3条、分館及び分室の設置、各項の改正は、表を用いない横書きとし、市例規との整合性を保ちます。

38ページを御覧願います。第5条、開館時間及び休館日関係の改正は、第1項では次の表記の前に読点を加えます。第2項では、休館日を文字で表記しておりましたが、見やすくするため、文字表記を削り、表形式に改め、新設いたします。

40ページを御覧いただきたいと思います。第7条、職員、第9条、会議室等の許可の取消し等、第10条、使用の制限及び第12条、指定管理者による管理の改正は、文言を修正し、市例規との統一性を保ちます。

41ページを御覧願います。第13条、指定管理者が行う業務の関係の改正は、第1項では、地方自治法第244条の2第4項の規定により、条例に指定管理者が行う業務を規定します。第1号が図書館の施設の管理に関する業務、第2号が図書館の利用の許可に関する業務、第3号が、前2号に掲げるもののほか、図書館に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務の3つの各号を新設いたします。

第2項では、文言の修正をし、当条例内の整合性を保ちます。

第3項では、指定管理者への準用規定の文言ですが、第7条は誤りのため、第8条に訂正し、当条例内での整合性を保ちます。

第14条、指定管理者が行う管理の基準の改正は、表現を見直し、第1号では文言の修正をし、市例規との統一性を保ちます。

42ページを御覧願います。第15条、図書館協議会の改正は、文言を修正し、市例規との統一性を保ちます。

最後に、附則となりますが、この条例は公布の日から施行することといたします。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 第13条について伺います。

もともとこちらは教育委員会が別に定めることができた指定管理者が行う業務についての条文だと思うのですけれども、（１）、（２）、（３）を規定することにより、もともと教育委員会が後から指定管理者が行う業務についてもしかしたら指摘することができたということを限定的に狭めてしまうようなおそれがあるのではないかとというふうに考えられるのですけれども、こちらを新設というか定義するに当たって、先ほど地方自治法で決まっているという説明だったと思うのですけれども、これ地方自治法にあったら、大分融通が利かなくなってくるような、狭められるような感じ、規定してしまうのという感じになるかと思うのですが、その指定管理者に思い切って業務を預けてしまうような、そういった権限を預ける、そういったことについて、もしかしたら何か後で不利益が起こったりということが考えられるのではないかとというふうに私はちょっと考えたのですが、市のお考えというのはどういったことか、ありましたらお答えください。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） この件につきましては、先ほども申し上げましたように、地方自治法第244条の２第４項の規定ということになりますので、法律に従った上での業務を定めるということになりますので、これは定めなくてはいけないということになると思います。不利益なのではけれども、考えられる不利益というのは、特段今現在私どもの課としましては見当たらないのかなとは思っております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 続いて、14条についてもちょっとお聞きます。

関係法令及び条例の規定をもともと順守……順番の順ですね。順位を守るから関係法令を遵守、尊厳の尊に守るみたいなのに変更した理由について、こちらもともと条例という言葉が入っているときは厳しく守るというよりは従うといったような感じでしたが、関係法令を遵守というふうに変更した理由について市の意図をお伺いします。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） この件につきましては、説明でも申し上げたとおり、市のほうの例規の統一性の観点から修正をしたということになりますので、意図といいますか、市の条例の制定内容に統一したという意味なものですから、特段の意図はございません。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） その市の例規というのは一体どういった例規なのか、お答えいただけますか。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 今現在ちょっと私どものほうの手元に資料がないものですから、これだということは今答えられませんが、調べて後でご返答させていただければと思っております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 第13条の別に定めていた項目を新設したわけですね、今回は。ということは、前に定めてあった条例の改正はしないのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） この旧のほうは、業務内容は規則で定めるという形での表現だったものですから、それはやはり条例で定めなくてはいけないというような法の規定がありましたので、それで改正した状況でございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 教育部長。

○教育部長（君島 敬） 補足になりますが、旧のほうで教育委員会のほうで何らかの形での条例での規定はございませんでしたので、今回は新設のほうの条例の改正のみになります。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第75号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第3、議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は生涯学習課長が詳細説明を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定についてのご説明を申し上げます。

本市図書館の管理運営業務については、平成22年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っておりますが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を期間とする新たな指定管理者を本年8月1日に募集を開始し、10月10日開催の指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者を決定したところでございます。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得なければならないことから、付議するものでございます。

応募の状況であります、3社から現地説明会への申込みがありまして、そのうち指定管理者指定申請書の提出がありましたのは現行指定管理者の株式会社図書館流通センター1社のみであり、10月10日に実施された公の施設指定管理者選定委員会において、151ページを御覧いただきたいと思います、添付資料番号1のとおり指定管理者の候補者に決定し、152ページを御覧いただきたいと思います、添付資料番号2のとおり、令和6年10月30日付で大田原市立図書館の管理運営に関する仮協定を交わしたところでございます。

株式会社図書館流通センターは、本市が指定管理者制度を導入しました平成22年度以降、継続して大田原市立図書館の運営を行っており、今までの実績としましては、電子図書館の導入、かがやき文庫の設立、大田原市デジタルアーカイブの構築などの図書館利用者の利便性向上に努めてまいりました。

167ページを御覧願います。添付資料番号4は、指定申請書に添付いただきました、図書館流通センターが作成した事業計画書になっております。令和7年度からの運営方針であります、「学び、集う、続く」をキーワードに幅広い図書資料を収集提供し、市民の教養を高め、高度情報通信ネットワーク社会にも対応して、生活文化に役立つ図書館活動を展開する方針を定めております。

194ページを御覧願います。サービス向上のための具体的方策のうち次期指定管理期間で新規に行う取組といたしましては、ぬいぐるみとお泊まり会の実施、195ページになります、読書預金通帳機リブレコの導入、200ページを御覧いただきたいと思います、ブックリストの作成配布、211ページを御覧いただきたいと思います、絵本キャラクターグッズの販売、216ページを御覧いただきたいと思います、SNSの活用、ホームページのリニューアルを通した広報活動の強化、218ページを御覧いただきたいと思います、図書館システム連携版への移行、219ページを御覧いただきたいと思います、電子図書館サービスの充実、241ページをお開きいただきたいと思います、移動図書館リブーンの導入などの計画いただいております。

242ページを御覧いただきたいと思います。添付資料番号5は、指定管理期間中、各年度の収支予算資料となっております。収入の指定管理料であります、人件費と運営費を見込み、指定管理期間の総額の上限を7億422万円としております。人件費は、物価高や最低賃金の増加、社会保険の事業者負担分の増加を踏まえ、増加しており、図書館長、業務責任者、副責任者、フルタイムのスタッフ、短時間のシェアスタッフの人件費のほか、現場をバックアップする本社の販売管理費も含まれております。また、図書の購入費として年額2,200万円を見込み、図書資料の充実を図っていただく予定でございます。

252ページを御覧願います。添付資料番号6は、株式会社図書館流通センターの定款となっております。以上、簡単ではありますが、付議説明を終了させていただきます。ご審査よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 242ページからの収支予算書についてお伺いします。

予算書のほとんどが人件費で、大部分は人件費なのですが、今説明にありましたとおり、正社員とか非正規の方とかいろいろありましたけれども、こちらの明細がなくて、給与と賃金、項目が分かれているにもかかわらず幾らなのかがはっきりしません。その内訳について、もしお分かりになりますようでしたら教えてください。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 内訳についてのご質問なのですが、内訳につきましては、今現在図書館のほうに勤務する職員、指定管理者が雇用する職員については、25名おりまして、そのうち人数は、大田原図書館が約20名、黒羽図書館が5名という形になっておりまして、湯津上図書室につきましては大田原図書館のほうから交代で行っているという形なのですが、この内訳につきましては、明細のほうは我々のほうとしてはいただいております。総額としての管理だけに努めております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 内訳のない人件費というのを大田原市は何の審査もなく出すということによろしいでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 一応規定のほうはあると思いますので、それは後々確認する予定ではおりますが、今現在ではもらっておりません。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 規定のほうがあると思うと言われましたけれども、本当にあるのでしょうか。あるかどうか分からないことを思うと言われても、それはちょっと市の仕事としてはどうなのかと思うところと、人件費に関しては……ちょっと一旦整理します。すみません。思うというだけで、この人に幾らなのか、この人に幾らなのかというのがはっきりしない中で人件費をこれだけ請求されて、果たしてそれが整合性が取れるのかどうかというのを、実際書類がないわけで、後で確認しますとおっしゃいましたけれども、ではいつまでに確認してできるのかということをお答えください。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） いつまでにというのは、やはり新年度になってから実際に雇用する方もまだ決まっているかどうか分かりませんし、今の段階ではあくまでも収支予算案という形になっておりますので、時期的にはなるべく早く確認させていただきたいと思っております。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員、3回超えますので、打ち切りになります。

冒頭にお話しさせていただいたように、1審議3回までというような、本会議に沿ってというようなお話をさせていただいたと思うので、内容的にそこまでのやつはちょっと認められないものかなと思われますので。ほか質疑ございますか。

前田委員。

○委員（前田則隆） この人件費について、もう一回私のほうから。そうすると、決算も似たような金額で今までずっとやってきたということでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） 決算については、分かれていたと思うのですが、確認させていただきたいと思います。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。

北原委員。

○委員（北原裕子） 図書館なのですけれども、今3つありまして、ほぼ新しい最新のものというのは大田原市のトコトコの図書館のほうに集まってしまうのですけれども、今回の指定管理で湯津上と黒羽の蔵書に関しては最新のものを置くとか、どういう位置づけで指定管理を運営していくのかお聞かせください。

○委員長（大塚正義） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡 一弘） この件につきましても、どちらかといいますと黒羽については子供向けというか、そういったものとか、あと黒田杏子先生の文学とか、そういったものの寄附がございますので、コンセプトとしてはそのようなものが多いような状況になっております。ただ、今現在当然連携ということが出ておりますので、必要なものはネットワークがございますし、そういったもので対応できるようになっておりますので、基本的にはそういうコンセプトで、黒羽のほうは子供向けというか、そういう形での位置づけに一応なっているような感じではございます。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかが質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 確実に、先ほど私が指摘させていただいたような、社員が幾らで、それに幾らかかって、賃金、給与、そして福利厚生費についても計上されるのでしょから、福利厚生費が一体どれぐらいか、給与のうちの大体5から10%と言われるので、それに則していないぐらい福利厚生費が取られてもおかしいし、そういったことをしっかりやっていただきますようお願いいたします。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はほかにないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第78号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 大田原市立図書館の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの
指定管理者の指定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第4、議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定につきましては、本会議におきまして私から説明させていただきましたが、本日は教育総務課長が詳細説明を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） 教育総務課長の羽石です。よろしくお願いいたします。議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定についてご説明いたします。

平成4年7月より供用開始されました大田原市屋内温水プール、平成22年4月より供用開始となりました大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの両施設は、より一層のサービス向上、経費の削減及び業務の効率化を図ることを目的といたしまして、平成27年度から一般公募による指定管理者制度を導入し、公募によりまして株式会社フクシ・エンタープライズを指定して管理運営をこれまで行ってまいりました。現在の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了するため、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づきまして、8月1日から公募を実施いたしました。

なお、大田原市屋内温水プールの所管課はスポーツ振興課、大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの所管課は教育総務課ですが、両施設は一体的な施設として取り扱うことが可能なため、当該施設の円滑な管理運営及び経費節減を図る観点から、今回も一括公募としております。9月18日までの申請期間に対し、現在の指定管理者であります株式会社フクシ・エンタープライズ1社のみの応募状況であり、10月10日に開催されました大田原市公の施設指定管理者選定委員会におきまして、48ページにありますとおり候補者として選定されました。この選定結果を受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者として指定する議決が必要となることから、今回付議するものでございます。協定の締結に際しまして、協定の相手方、内容、金額等を具体的に特定した上で今回の議案を提出する必要があることから、あらかじめ本協定の内容となるべき事項を取り決め、議決を得たときに当該事項を内容とする協定を締結する旨を合意しておく必要があるため、49ページにありますとおり、10月25日に仮協定のほうを締結しております。

64ページからは、指定管理者公募の際に株式会社フクシ・エンタープライズから提出いただきました事業計画書となっております。これまでの9年間の実績と指定管理を受託してからの利用者が前受託者のときより約3,000人増加したこと、また学校授業、一般利用併用型のプールの運営実績があること、施設の現

状と課題を把握できていることなどから、基本方針といたしまして、各施設の特徴を生かした効果的な運営、新たな利用機会創出、安全安心な利用環境の持続を掲げて、成果指標といたしまして、大田原市屋内温水プールを5万2,000人、黒羽温水プールを2万人として設定をしております。

76ページからは、管理運営体制についての説明となりますが、さきにご説明申し上げましたとおり、一体的な施設として取り扱う方針の下、並列型責任体制として、施設長はそれぞれの業務を把握、連絡調整を図る計画となっております。なお、各施設の配置人員は、79ページの下段にあるとおりとなっております。

83ページからは、スタッフの育成指導について内容が掲載されておまして、一つの事故が生命の危機につながる可能性があることを重視し、消防署の協力の下、危機管理研修を全職員対象に実施するなどの計画内容が載っております。

89ページからは、サービス向上のための取組といたしまして、効果的な健康管理をサポートする体組成測定器の設置によるカウンセリングの実施や、デマンドバス停留所の設置依頼や移動販売実施、高齢者や障害者に配慮したサービスなどの計画内容となっております。

99ページからは、実施事業に関する内容となっております、スポーツ振興目的の事業と健康増進目的の事業とそれぞれ計画されております。そのほか物販事業も実施事業として計画されている内容となっております。

106ページからは、事故防止のための安全管理を含めた施設維持管理に関する計画、113ページからは、定期券の導入やSNSの効果的な活用など、利用促進及び利用拡大に向けた取組についての計画内容が掲載されております。120ページからは、防犯防災対策並びに事故発生時の対策としての取組の計画内容が掲載されております。

136ページから140ページが指定管理期間における年度別収支予算書となっております。なお、指定管理料は6億6,500万円を上限としており、現在の指定管理料が当初協定額5億4,905万円より、人件費、光熱水費等の高騰を受けまして、約21%の増額といった状況となっております。

145ページから148ページは、株式会社フクシ・エンタープライズの定款となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 3回しかないなので、まとめて行きます。

最初に、業務委託費の内訳、修繕費の使用状況、租税公課の内訳、そしてなぜ租税公課まで市が負担しているのかということについてお伺いします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） すみません。確認をさせてもらってもよろしいでしょうか、もう一度。

○委員（齋藤藤男） 業務委託費の内訳と、修繕費の使用状況と租税公課の内訳、そして租税公課をなぜ市が負担しているのかということをお伺いします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） 大変失礼いたしました。

業務委託費に関しましては、細かく積算されているものが、別紙のとおりというものがちょっとご提示できなくて申し訳なかったのですが、例えばなのですが、消防用設備保守点検、幼児用ジャグジープールの水質検査、あと屋内二酸化炭素の含有検査等、そういった検査項目が20項目ほどございまして、その内容を積み上げた内容となっております。プール清掃業務等が100万円程度とかあるのですが、そういったものを積算したものが業務委託費になってございます。

あと、修繕費なのですが、こちらにつきましては、大田原屋内温水プールと黒羽、それぞれ修繕費として計上しているのですが、これはそれぞれのプールにおいて、細かなものにはなってくるかと思うのですが、毎年修繕しなければならないものが出てきまして、この内容そのものについては細かい点が、すみません、把握できていないので、必要ということであれば後ほどご報告をさせていただければと思います。

租税公課の部分についても、確かなことをちょっと把握できておりませんので、調べた上でご報告させていただければと思います。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） スポーツ振興課長の大島です。修繕につきまして少し補足説明をさせていただきます。

修繕につきましては、ここを修繕するというような計画は現段階ではございません。金額といたしまして、50万円以上の修繕につきましては市の担当課が執行する、50万円未満については、指定管理者が必要な箇所、必要な都度実施するというような仕様書になっておりまして、これまでの実績等と比べて、そのような金額で業者のほうで今回計画を出してきているというものでございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 3回しかないので、次に人件費について伺います。

人件費が令和7年度予算ですと6,208万2,000円、賃金が2,173万5,000円、給与が2,135万5,000円、福利厚生費が961万5,000円となっています。人件費の中で、大田原と黒羽、正社員が2人ずつで、大田原のほうで非正規が30人で、黒羽が非正規が18人。そうしますと、ちょっと割り出してみると、正職員は533.8万円の平均した給料で、非正規が66.5万円なのです。これはこれぐらいなのかなという気はするのですが、私は、福利厚生費が902万6,000円なのですが、これは大体給与の5から10%が妥当と言われている中で、福利厚生費、これ非正規を入れても14%なのです。普通非正規の人ってそこまで福利厚生費って払われるものかなというちょっと疑問な部分があって、何で福利厚生費こんなにかかるのかなと。この間、別紙内訳表参照と書いてあるので、いろいろ別紙の内訳を出してくださいという話をしたのですが、別紙のほうは出していただけなかったで、よく分からないのです。そういう細かいところというのはどのように話し合われているのかというのを市のほうで報告できたらお願いします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

福利厚生費につきましては、現在の指定管理者であるフクシ・エンタープライズさんのものを参考にとということでやっております、正規職員と非常勤の非正規職員とでは福利厚生費の率は若干違ってござい

す。ただ、齋藤委員がおっしゃっているような数字に近い部分は、福利厚生費として算出されてきているというのは我々も確認しております。ただ、内容そのものについて、細かく福利厚生費としてどのように支出してきたかというのを、ちょっとそこまでは、すみません、確認はしていなかったのですが、ただこれまでの指定管理期間の実績の数字と比較して、今回の計画についてそれほど大きな差がないということを確認した上で、今回の内容についても確認はさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（大塚正義） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） またちょっと別のほうに行きます。業務委託業者の選定についてお伺いしたいのですが、業務委託一覧の中で委託予定事業者が、大田原市内の業者がとても少ないのです。専門的な業務というのが大田原市内にないのかなという気がして、大田原市内では技術力がプールを運営するには足りていないのかなとも思ったのですが、あまりにも市内の業者が少ないのではないかなというあれがあって、その辺はやっぱりそういった市内では力が足りなかったのかというのをお伺いします。

○委員長（大塚正義） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） 大田原市内の業者のほうで4分の1程度というような実績になってございます。プールの水の検査であるとか、なかなか市内にはそういった業者が少ない。あとは、ポンプ類も扱える業者はいらっしゃるのでしょうかけれども、あくまでも随契ではなく入札、見積り合わせという部分で業者選定いたしますので、市内の業者が力が及ばなかったというところもあるかと思えます。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございますか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 114ページなのですが、令和7年度から定期券を導入するということによろしいですか、お伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

あくまでもこちらは計画をフクシ・エンタープライズさんが提案されているという内容になります。これを導入するには条例改正が必要になってしまいますので、我々のほうでもこの内容をできるかどうかというのは今後実際に指定させていただいた後の協議になるかと思えます。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） その場合、大人4,000円とあるのですが、65歳以上のカテゴリーはないのかお伺いいたします。それを含めてほしいなど。これは意見になってしまうかな。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

もちろんこれまでどおりに65歳以上のものというのは検討していかなければならないことだと思っておりますので、その点については指定管理が決まった後に管理者のほうとは協議してまいりたいと思っております。

○委員長（大塚正義）　ほか質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之）　この説明書にもあるのですが、大田原の温水プール、特に築33年経っているという形で、非常に老朽化があまりにもひどい。課長のお話だと、修繕の話は今のところないというのですが、私ら素人から見ても相当傷んできている部分が多いのではないかなと思うので、その辺の安全も含めて今後やはりきちんと考えなくてはならない部分というのが多くなるので、修繕は早めに行うべきは行っていきたいという形でよろしくをお願いしたいなと。

もう一つは、一般質問でもしたのですが、学校のプール自体がもう非常に老朽化していて、今現在大田原市では、黒羽中学校のほうは学校関係でも利用されているという形なのですが、今度大田原市内の旧市内のというか、学校関係も老朽化して使えない部分が出てきてしまうと、今回プールの授業なんかも含めて年間カリキュラムでやらなくてはならないというのは、完全に授業でやらなくてはならない部分もあるので、そういうときに、フクシ・エンタープライズは全国のプールでも指定管理を受けてやっている団体なので、その内容を見ると、やっぱりその指導も含めて事業にきちんと参画してやっているという組織なので、その辺も含めてこれから先、学校関係のプールとして利用するというのも含めて考えていった場合に、大いにその指定管理の能力というか経験を生かしながら指定管理をしていただくように考えていただければありがたいかなと思いますので、その辺をよろしくをお願いいたします。

○委員長（大塚正義）　ほか意見ございませんか。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男）　指定管理に関してですね、フクシ・エンタープライズさん、先ほどの図書館も東京の会社です。なので、大田原市のもっと活用できる力がもしあるのであれば、今回のプールも1億3,000万円強の年間の予算、指定管理料を払うわけですから、今回計画書が出ているわけですから、どういった業務をやるというのが出ているわけですから、それがもし大田原市内でできるのであれば大田原市内でやっていただいたほうが。我々の税金が全部東京に流出していくのです。お金が流出しているのです。だったら、市内の中で循環できるというか、回すような仕組みを考えられてもいいのではないかなという気が私は今回しました。お金に関しては、何も細かいことをみんな市のほうで把握していらっしゃらないというのが分かったので、余計そのように今日は感じましたので、その辺もよろしくをお願いいたします。

○委員長（大塚正義）　ほかございますか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎）　先ほど新たな提案ということで、定期券の導入ということで考えているようでございますので、今後一人でも多く利用が増えるような、そういったやり方といたしますか、そういったところをどんどん指定管理者の皆さんと一緒に考えていただいて、利用者が多く利用できるような方向にお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） ほかに意見はないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第77号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎答弁の補足

国保年金課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 先ほどの中川委員へのご説明につきまして補足説明させていただきたく、お時間をいただきます。

課税限度額の引上げを全国一律のような発言をしてしまいましたが、課税限度額の引上げは高所得の世帯に多く負担してもらうことで中間所得層の世帯の税負担に配慮するものでございます。課税限度額の引上げは全国一律ではありませんで、国の政令改正が3月末に示されるものですから、年度内の改正が間に合わない状況になっております。本市におきましては、1年遅れで実施しております。

なお、この課税限度額を、私どもは7年度と先ほどお話しさせていただきましたが、令和6年度に24万円に上げたのは、県内では8市町、これは専決処分に対応しております。あと、本市と同様な1年遅れで限度額を引き上げるとい町が15市町となっております。

以上、付け加えさせていただきます。

○委員長（大塚正義） ほかがございますか。大丈夫ですか。

では、これで終わります。

◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第5、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、別紙の調査事件について議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申出たいので、委員の同意を求めるものであります。

現在タブレットに掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載してございますが、内容に関し具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであればこのまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

(内容確認)

○委員長（大塚正義） 内容をご確認いただきましたでしょうか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（大塚正義） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

午前10時58分 散会